

富士山火山編

第1章 総論

第1節 地域防災計画・火山編の概要

この計画は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、町、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、または、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、108の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、休火山ではなく活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。直ちに噴火の発生等を懸念する必要性は小さいものと考えられるが、富士山が噴火した場合には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等にとっては生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、火災に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500 km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

(1) 富士山は、約70万年前から20万年前までに活動した“小御岳火山”、約10万年前から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動し続ける“新富士火山”に区分されている。“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

○ 新富士火山の主な噴火ステージ

宮地(1988)に基づく

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ1	約11,000年前～約8,000年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
ステージ2	約8,000年前～約4,500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的の小規模な火砕物噴火
ステージ3	約4,500年前～約3,200年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ4	約3,200年前～約2,200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ5	約2,200年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

小御岳火山の歴史—約70～20万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が噴火が誕生した。

古富士火山の時代—約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。

爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

新富士火山の時代—約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。

新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～7年(864～865年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年(1707年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸(東京都)にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○ 富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりである。

800 (延暦 19. 4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)
864 (貞観 6. 5. ～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)
1083 (永保 3. 2. 28)	富士山大噴火 (扶桑略紀)
1435 (永享 7. 1. 30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1559 (永禄 2. 2.)	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、 集落を押し流す (妙法寺記)
1572 (永亀 3. 2.)	上吉田村(現富士吉田市)、富士山雪代の災 害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷 割りを行う(新地割付帳)
1707 (宝永 4. 11. 23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)
1951 (昭和 26. 3. 6)	富士山麓に大雪代発生し、忍野村 50 年来の 大被害
1954 (昭和 29. 11. 27～28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人
1980 (昭和 55. 8. 4)	富士山で大落石事故、死者 12 人

第3 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

(1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが

火砕流の発生も確認されている。

- (2) 山頂の火口では、繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模のものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火で宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第5節 想定される火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

第1 想定火口範囲

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示されたとおり、約3200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険地域とする。

第2 想定される火山現象とその危険性

(1) 想定される前兆現象

ア 火山性地震（かざんせいじしん）

火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになる恐れもある。

イ 火山性微動（かざんせいびどう）

地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。

ウ 山体膨張（さんたいぼうちょう）

山体の一部が膨張する現象である。

エ 噴気（ふんき）

火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

(2) 火山災害事象の解説

ア 溶岩流（ようがんりゅう）

1,000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い早さである。

イ 降灰（こうはい）

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

ウ 噴石（ふんせき）

噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩片を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2キロ以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10キロほど離れた場所で20センチ程度の軽石が到達し、さらに20キロ離れたところでも数センチの軽石が到達した。

エ 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。

オ 融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。おもに谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

カ 降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）

山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10センチメートル以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

キ 岩屑なだれ（がんせつなだれ）

山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2500年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。

ク 雪泥流（せつでいりゅう）

雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。

ケ 水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）

熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。

コ 火山ガス（かざんがす）

火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

サ 空振（くうしん）

噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。

シ 洪水氾らん（こうずいはんらん）

川の上流に火山灰がたたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。

ス 津波（つなみ）

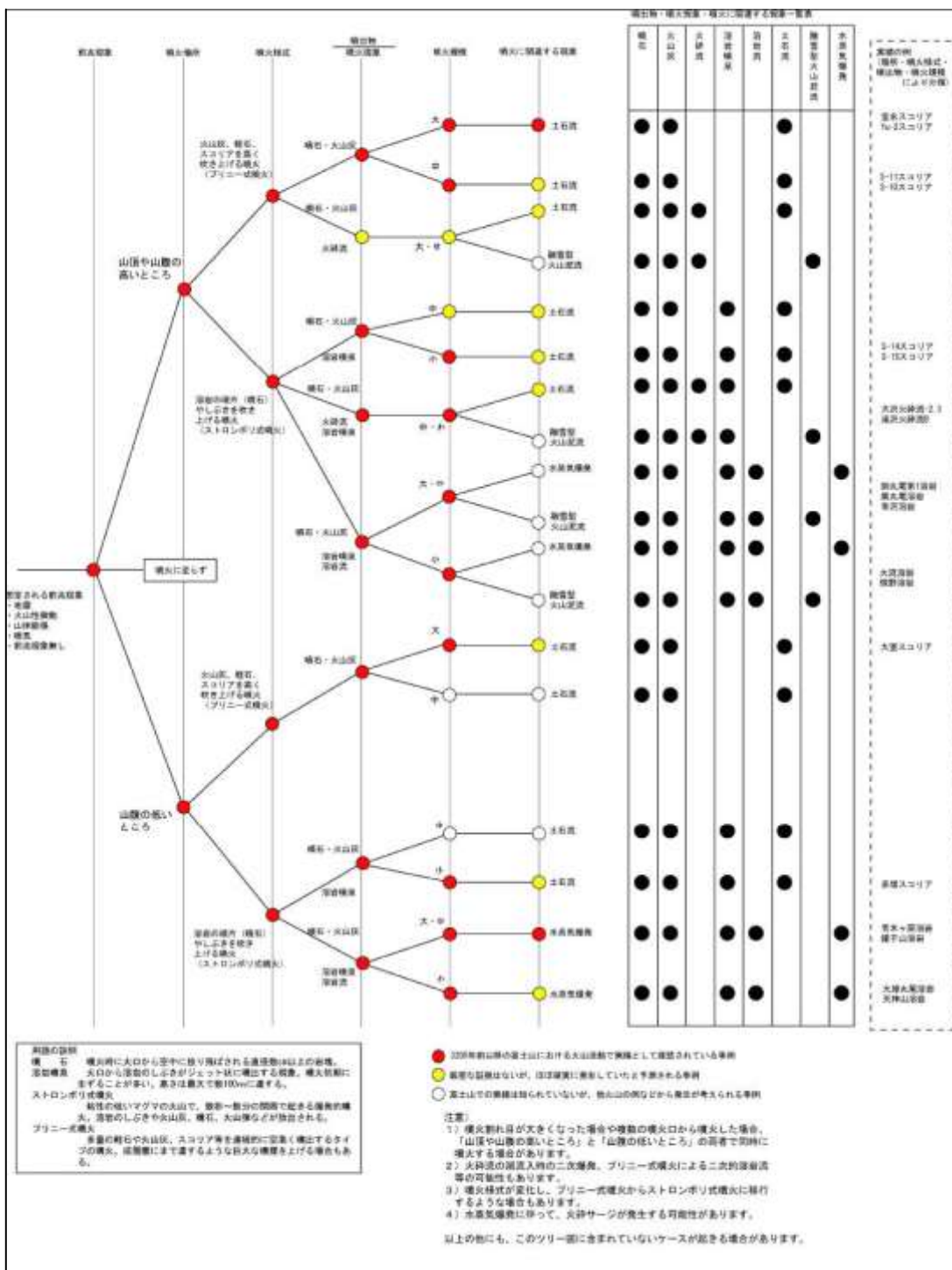
山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第6節 想定する火山災害

第1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを標記する。

図「噴火のシナリオ」



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

第2 防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲

(1) この計画が対象とする火山現象は、富士山火山広域防災対策基本方針で影響予想範囲が示され緊急かつ広域的な対応が求められる次の火山現象とする。

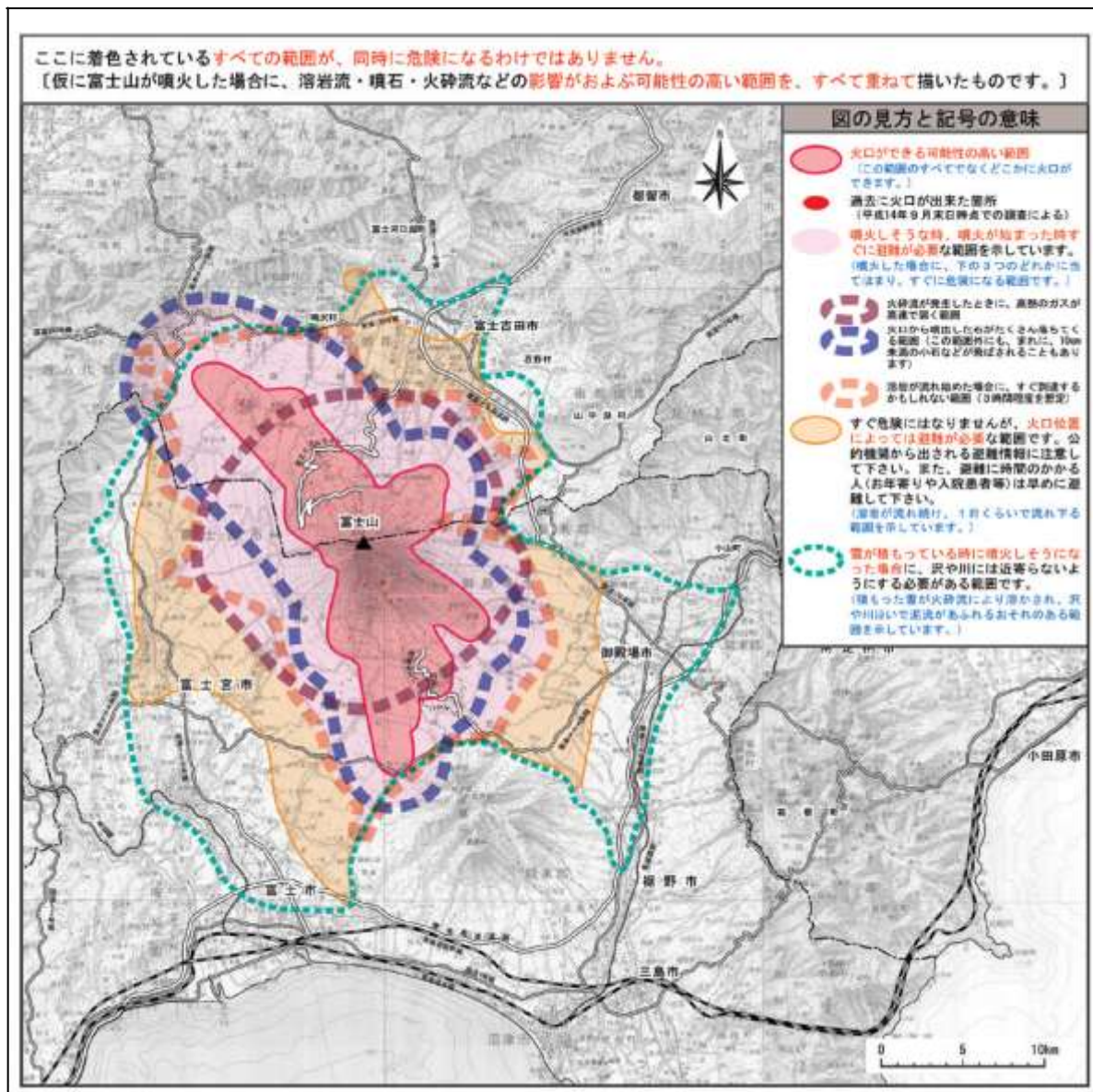
- ア 溶岩流
- イ 火砕流・火砕サージ

- ウ 融雪型火山泥流
- エ 噴石
- オ 降灰
- カ 降灰後の降雨による土石流

(2) 各火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本方針及び国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された範囲とし、その影響予想範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として図1から図3に示す。

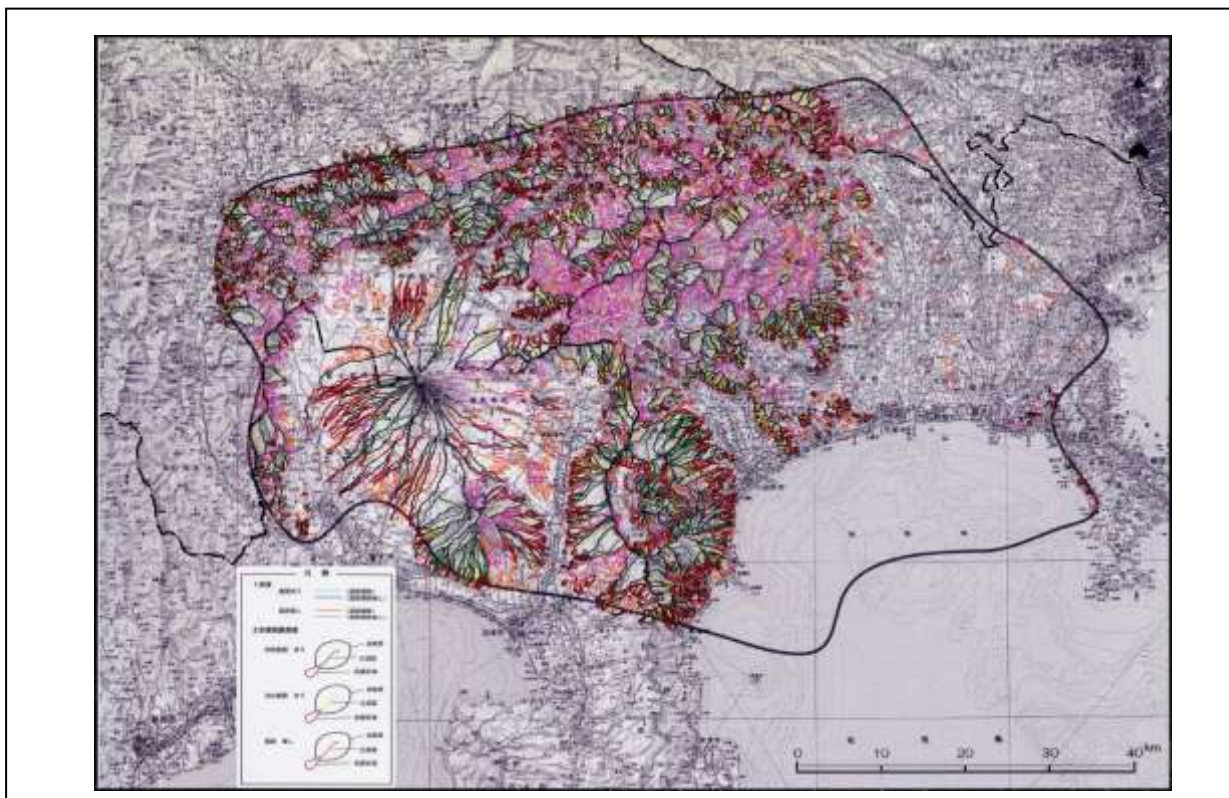
なお、このハザードマップによる各火山現象の影響予想範囲は、一定の条件にもとづき推定されたもので、実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口の位置、噴火の規模、季節等によって変化する。

図1 「想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予想範囲」



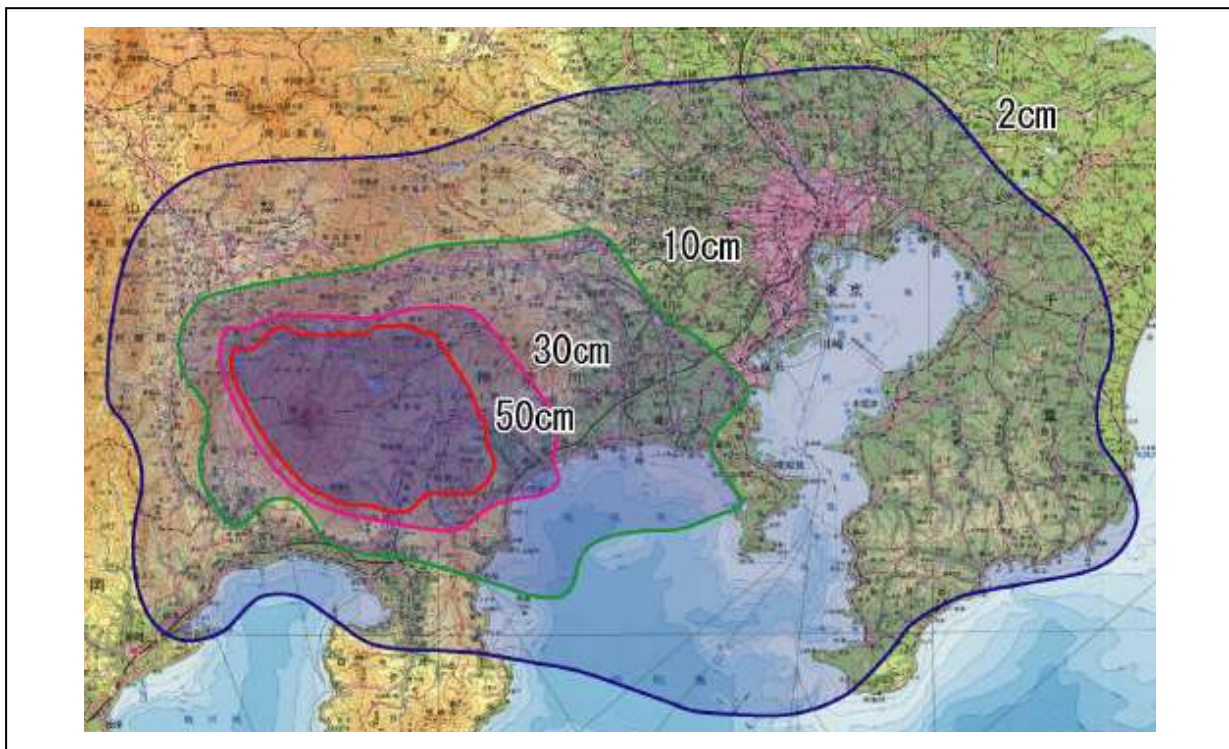
資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

図2 「降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲」



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

図3 「降灰の影響予想範囲」



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

第7節 富士山の噴火警戒レベルの種類と発表基準

国（気象庁）の発表する富士山の噴火警戒レベルの種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と噴火災害の危険性は、次のとおりである。

富士山の噴火警戒レベルの種類と発表基準は、以下の表のとおりである。

A 富士山の噴火警戒レベル

レベル	火山の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴火の発生、溶岩の流出（危険な範囲は状況に応じて設定） 【貞観噴火（864～865年）の場合、北西山腹から溶岩流出】 地震活動の急増、地殻変動の加速など（噴石・火砕流等噴火が発生した場合にすぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永（1707年）噴火の場合、噴火開始前日～直前に発生】
4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 浅い地震の急増、明瞭な地殻変動の発生など（火口の出現が想定される範囲が危険） 【宝永（1707年）噴火の場合、噴火開始数日前に発生】
3 (入山規制)	火山活動は活発。居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火の発生、あるいは発生が予想される。	<p>住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。</p> <p>登山・入山規制等危険な地域への立入規制等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山中のみで有感となる地震活動が多発、鳴動を伴う地震の発生など 【宝永（1707年）噴火の場合、噴火開始十数日前に発生】
2 (火口周辺規制)	火山活動はやや活発。火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火の発生あるいは発生が予想される	<p>住民は通常の生活。</p> <p>火口周辺への立入規制等（*）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に影響が限定されるような小規模な噴火など（*）
1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	現在の状態（地震活動の一時的な多発、低周波地震の多発等も含む）。

（*）富士山においては、現在火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火を起こす火口は特定されていない。

この火口が特定できるのは実際に噴火活動があったのちと考えられ、今後想定を検討する。

B 富士山の噴火警戒レベル判定基準

レベル	レベル上げの判定基準	レベル下げの基準
5	噴火が発生 (次のいずれかが観測された場合) ・居住地域に影響を及ぼす規模の噴火が発生する ・火砕流が発生する(明らかに山麓に影響しないような小規模なものは除く) ・噴煙高度が1万m程度以上に達するような規模の噴火が発生する ・溶岩流が山麓に達する恐れがあるような規模の噴火が発生する 噴火の可能性が高く警戒が必要な段階 (次のいずれかが観測された場合) ・火山活動が高まっている中で、体に感じる地震を含む顕著な群発地震活動が発生しつつ、地殻変動源が浅部に移動若しくは変動量が加速する(宝永噴火の先駆減少に類似) ・小規模噴火開始後に噴火活動が高まっていく 等	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合、火山噴火予知連絡会の検討結果を踏まえ、総合的に判断する
4	(場合により)小規模な噴火が発生 ・居住地域に影響(降灰等は除く)がほとんどない程度の小規模の噴火が発生する 火山活動が活発化しており注意する必要がある段階 (次のいずれかが観測された場合) ・浅部(数km以浅)の火山性地震がさらに増加する ・浅部(数km以浅)での膨張を示す地殻変動が観測される ・(場合により)噴気活動が活発化する 等	
3	火山活動が活発化しており注意する必要がある段階 (次のいずれかが観測された場合) ・浅部(数km以浅)の火山性地震が増加する ・浅部(数km以浅)の低周波地震、火山性微動が継続的に発生するようになる ・わずかな地殻変動が観測される 等	
2	場所が特定できる火山活動の変化がある段階	
1	火山活動に変化があり周知する必要がある段階 (次のいずれかが観測された場合、レベル1で情報発表を検討) ・浅部(数km以浅)での火山性地震が一時的に多発する(1日数十回程度以上) ・深部(数km以深)での膨張を示す地殻変動が観測されるようになる 等 火山活動に特段の変化がない(平常)段階 (次のような現象が観測される場合も含む) ・火山性地震が時々発生 ・深部低周波地震(深さ約15km付近)が時々多発 等	

注) 富士山の火山活動は社会的影響が大きいため、上記判定基準に加えて、原則として火山噴火予知連絡会による検討を行った上で最終的に判断する。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 安全な土地利用

- (1) 町は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者、児童、乳幼児等の災害時要援護者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努める。
- (2) 町は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。
- (3) 町は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

- (1) 町
公共施設、避難所となる施設並びに学校について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。
- (2) 施設管理者
医療・社会福祉施設などの災害時要援護者利用施設等について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 情報発信拠点等の整備

町は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、富士山火山防災情報センター、研究施設、観光案内施設、博物館、資料館等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化が図られるように努める。

第4 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2節 防災関連施設・地域防災力等の把握

町は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- (4) 火山災害時における避難所の状況
- (5) 避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 備蓄倉庫

<注>

一次避難地：地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園等をいう。

二次避難地：一次避難地から避難所へ避難する前の中継点で、町長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、町内会の集会施設等をいう。

第3節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発

第1 住民等に対する普及・啓発

町は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上を図るために、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及する。

- (1) 広報誌・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催
- (6) 住民避難マニュアルの整備

第2 観光客・観光事業者への普及・啓発

- (1) 町は、観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、

宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図る。

- (2) 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努めるものとする。

第3 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及

町は、防災関係機関と連携し、職員に対し、講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底を図る。

第4 教職員等への普及活動

町は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

第5 児童・生徒等への普及・啓発

町は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、父母等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町、防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第7 普及内容

- (1) 火山に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識

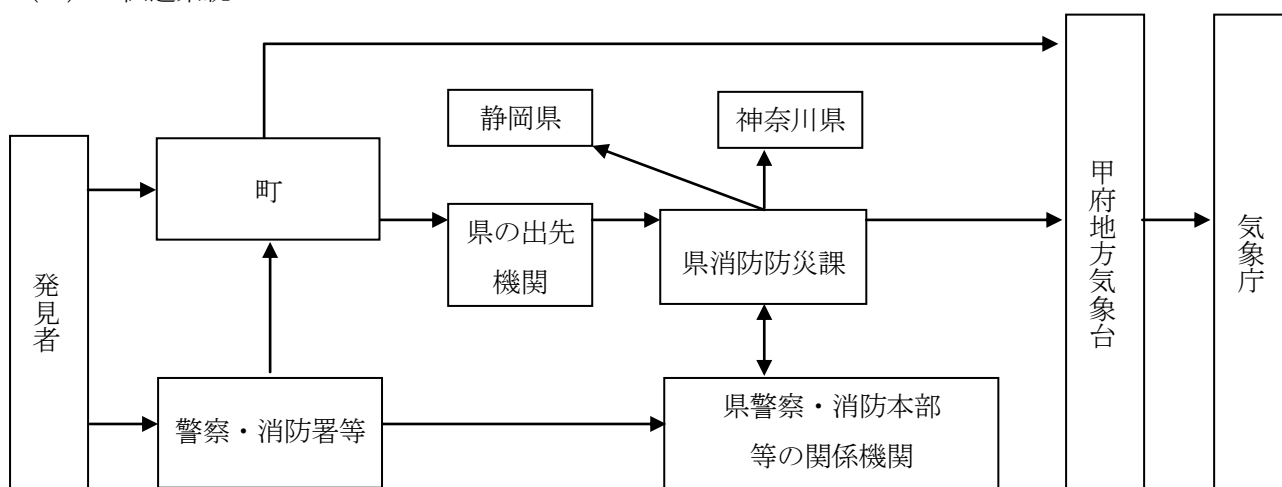
第4節 火山観測・監視体制の整備

町は、火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努める。

第5節 異常現象発見の通報・伝達

第1 異常現象発見時の通報・伝達

- (1) 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町又は消防機関若しくは警察署（以下、「町等」という。）に通報する。
- (2) 通報を受けた町等は、出来るだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。町は、必要に応じ甲府地方気象台にも伝達する。
- (3) 県は、町等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方気象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行うものとする。
- (4) 伝達系統



第2 通報を要する異常現象

- (1) 噴煙
噴煙の出現、増加又は減少、色の変化
- (2) 火口付近の状態
火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化
- (3) 地熱地帯の状態
地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- (4) 鳴動
異常音の発生
- (5) 火山性地震
有感地震の発生
- (6) 温泉、湧水
新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
- (7) 河川、湖沼、井戸などの異常
変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- (8) その他
火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第6節 関係機関との連携体制の整備

町は、必要に応じて富士山の火山災害に関係する市町村（環富士山火山防災連絡会構成市町村など）及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行う。

第7節 防災訓練

第1 町及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 広域市町村合同訓練
- (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 火山情報等の情報伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）

第2 町民

町及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第8節 火山専門家との協力体制の整備

1 町は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じて火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。

2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方气象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。

また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

第9節 噴火前に避難行動をすべき範囲

町長は、本編第1章6節の図1に示す火山現象の影響予想範囲をもとに、噴火前に避難行動をすべき範囲（以下「避難対象範囲」という。）を次の3地域に区分してあらかじめ設定する。

なお、避難対象範囲の設定に際し、住民等にとって分かりやすく避難が円滑に実施できるよう、「地域のコミュニティに応じた町内会・自治会」、「道路・河川などの地勢・地理」などを境界線に考慮して、範囲を設定するものとする。

第1 臨時火山情報時避難範囲（第1次避難ゾーン）

想定火口範囲

第2 緊急火山情報時避難範囲（第2次避難ゾーン）

火砕流・火砕サージ、噴石影響予想範囲及び溶岩流3時間以内影響予想範囲を重ねた範囲から臨時火災情報時避難範囲を除いた範囲とし、積雪時には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予想範囲を加えた範囲。

第3 災害時要援護者避難範囲（第3次避難ゾーン）

溶岩流2時間以内影響予想範囲から臨時火山情報時避難範囲及び緊急火山情報避難時範囲を除いた範囲。

第10節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、町と協力して、次の自主防災活動を行う。

- (1) ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する火山情報の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一次避難地となる場所の選定
- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 災害時要援護者の把握やその支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

第 1 1 節 各施設等の防災対応力の向上

第 1 災害時要援護者利用施設の防災対策の推進

(1) 災害時要援護者施設の施設管理者

ア 避難対象範囲内の災害時要援護者利用施設の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法等を明確にしておく。

イ 町との連携のもと、近隣住民やボランティア組織との日常の連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

(2) 町

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第 2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

(1) 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者

ア 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。

イ 避難対象地域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。

ウ 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努める。

(2) 町

避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難計画の策定を促進する。

第 1 2 節 避難に関する情報伝達体制の整備

1 町は、避難勧告等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図る。

2 町は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、観光協会等関係機関との連携体制の整備に努める。

第13節 避難活動体制の整備

第1 避難に関する体制の整備

町は、町長が、避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて県や火山専門家に対し助言を求めることができるよう、それらと連携できる体制の整備を行う。

第2 広域避難のための体制の整備

- (1) 町は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村に避難するための広域避難計画の策定に努める。
- (2) 町は、避難準備情報、避難勧告又は指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について連携をとれる体制整備に努める。
- (3) 町は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- (4) 町は、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際、必要に応じ県に対して調整、避難者受入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。
- (5) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路(株)八王子支社大月保全センター、富士急行(株)は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第3 避難場所の整備

町は、噴火による災害から避難する住民等の避難場所の整備・指定について、次の点に留意する。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難地をあらかじめ指定する。
- (2) 災害時要援護者の避難については、再避難をさける地域とする。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (5) 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (6) 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (7) 一次・二次避難地は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。

第4 避難経路の設定

- (1) 町長は、速やかに住民が避難できるように、避難経路をあらかじめ設定する。
- (2) 町長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を

行う。

第5 緊急輸送体制の整備

- (1) 町は、臨時火山情報（噴火の可能性）の発表時に避難用車両を確保する。
- (2) 町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するためにバス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- (3) 町は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- (4) 町は、避難車両の確保、町とバス事業者等の連携体制について、必要に応じて県に対し調整・支援を求めることができる。

第6 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第14節 家畜避難体制の整備

- 1 町及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない市町村へ広域的な家畜移送を実施するための計画策定についての検討を進める。
- 2 町は、畜産農家等が円滑な家畜避難ができるよう火山情報等が的確に伝達できるような伝達体制の整備を図る。

第15節 医療救護体制の整備

- 1 町は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するように努める。
- 2 町は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療の為、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するように努める。
- 3 町は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第16節 食糧及び生活必需品の調達

第1 基本方針

- (1) 避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- (2) 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

第2 町

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (2) 救助物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制の整備を図る。

第17節 飲料水の確保、給水活動

- (1) 町は、火山観測情報発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- (2) 町は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- (3) 町は、大量降灰等により浄水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- (4) 町は、水道工事事業者との協力体制の整備を図る。
- (5) 町は、自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等が必要な場合は、県に対し要請する。

第18節 防災ボランティア支援体制の整備

- 1 町は、西桂町社会福祉協議会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図る。
- 2 町は、県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

第19節 防災ボランティア育成強化計画

- 1 防災ボランティアは、火山災害の軽減等、効果的な火山災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。
- 2 町は、県、町社会福祉協議会等との連携のもと、防災ボランティアの育成強化に努める。

第1 防災ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアの登録を推進する。

第2 防災ボランティアの育成

1 活動内容の周知

町は、研修会の実施、町が実施する防災訓練への参加等により、災害時における防災ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した防災ボランティアの育成

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

町においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

町は、町社会福祉協議会と連携して地域のボランティア団体等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 防災ボランティアの活動内容

1 防災ボランティアの活動内容

災害時に防災ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

主な活動内容

- 災害・安否情報等の収集、伝達
- 炊き出し
- 応急救護活動
- 高齢者・障害者等への支援及び介助
- 救援物資の仕分け
- 物資等の輸送
- 避難所等における物資配布
- 外国人への通訳

2 ボランティアセンターの設置

町は、災害時にボランティアによる活動を効果的に支援するために、ボランティアセンターを町役場に設置する。

第20節 災害時要援護者支援体制の整備

第1 災害時要援護者支援体制

- (1) 町は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- (2) 町は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し災害時要援護者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して災害時要援護者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (4) 町は、必要に応じ、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資の提供について県に要請する。

第2 災害時要援護者の把握

町は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して災害時要援護者の把握に当たる。

第3 人材確保

- (1) 町は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の人材の確保に努め、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に努める。その際、必要に応じ人材確保について県に支援を要請する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本方針

- (1) 町及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 町の活動体制

- (1) 町は、富士山に緊急火山情報が発表された場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、西桂町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 町本部長は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- (3) 町は、緊急火山情報発表時に設置される国・県・富士山周辺市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

第3 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- (1) 町は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・町の合同現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行う。
- (2) 町は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等についての検討を行う。
- (3) 合同現地対策本部設置後、町は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行う。
- (4) 町及び県の意志決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るよう努める。

第2節 町職員の配備体制

第1 配備基準

職員の配備体制について次の基準によるものとする。

配備	配備の基準	配備の内容	配備要員
第1配備	臨時火山情報（レベル3「注意」）が発表されたとき	火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立する。また、火山災害関連情報の収集活動をはじめとする、応急対策活動に着手する。	総務、建設水道対策部は2名以上の配備。 上記以外の所属は所属長の判断で配備等の措置をとる。
第2配備	臨時火山情報（レベル4「避難準備」）が発表されたとき	事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒体制を確立し災害時要援護者の避難や自主避難等の対応にあたる。また、速やかに災害対策本部に移行できるように努める。	第一配備の所属は4名以上の配備とする。上記以外の所属においても災害状況により所属長の判断で配備する。
第3配備	緊急火山情報（レベル5「避難」）が発表されたとき	速やかに災害対策本部を設置し、一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。また、災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るように努める。	所属所要人員（所掌する応急対策活動を円滑に実施できる人員）の全員をもってあたる。

第2 職員への伝達及び配備

一般災害編第3章第2節「第2 職員への伝達及び配備」の定めるとおりにする。

第3 部相互間の応援動員

一般災害編第3章第2節「第3 部相互間の応援動員」の定めるとおりにする。

第3節 廃止基準

災害対策本部の廃止に当たっては、本部長が町地域に対する火山災害の発生するおそれが無くなったと認めるとき、または、本部長が、おおむね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

第4節 情報の伝達・収集・広報

第1 火山情報の伝達

(1) 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が富士山についての火山情報を発表した場

合、甲府地方気象台は、火山情報について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

(2) 県

ア 火山情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。

イ 火山専門家から火山活動状況、火山情報に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。

(3) 町

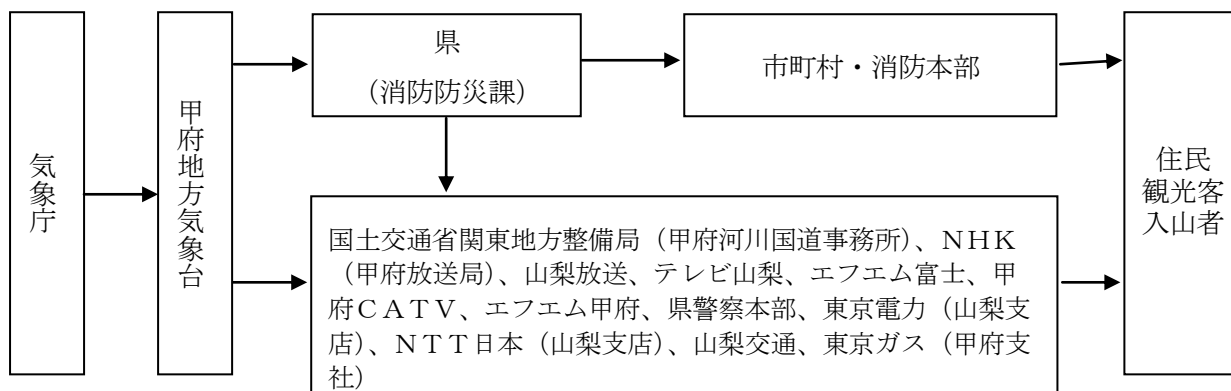
ア 臨時火山情報及び緊急火山情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。

イ 火山観測情報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に周知徹底を図る。

(4) 道路管理者

臨時火山情報及び緊急火山情報を受理したときは、火山情報に関する内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

(5) 伝達系統



注：伝達の詳細は各機関において別途定めるもの

第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

(1) 町は、臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、山小屋等へ火山情報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼び掛ける。

(2) 町は、臨時火山情報（噴火の可能性）及び緊急火山情報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。

(3) 県は、臨時火山情報及び緊急火山情報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行うものとする。

(4) 県、町及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の

運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行うものとする。

第3 避難に関する情報伝達

- (1) 町長は、避難準備情報（※）、避難勧告又は指示等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) 町は、災害時要援護者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。
- (3) 町長は、避難勧告または指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

町は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

- (1) 被害状況の確認
 - ア 町は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する
 - イ 県は、アのほかに地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
- (2) 情報の伝達

町は、防災行政無線又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

町は、臨時火山情報及び緊急火山情報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第5節 避難行動

第1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難勧告又は指示等

- (1) 町長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備情報、避難勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 知事

町長が避難準備情報、避難勧告又は指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代行して避難の勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

(3) 警察官

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められ、かつ町長、町の吏員若しくは避難指示に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は、町長から要請があったときは、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、町の吏員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場に居ない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

第3 避難勧告又は指示等の内容

避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあたってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

- (1) 避難対象範囲
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由
- (5) その他の必要な事項

第4 警戒区域の設定

(1) 町長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(2) 知事

町長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、町長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示することとなっている。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ町長若しくは、町の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、町長若しくは、町の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

第5 住民等の避難準備・避難行動

- (1) 町長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- (2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集まり協力して安否確認等を行うものとする。
- (3) 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、町長があらかじめ指定した二次避難地に移動し、町が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- (4) 災害時要援護者施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。

第6 状況に応じた避難活動

町長は、次のとおり火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行う。

なお、下表の火山情報については、本編第1章第7節によるものであり、避難対象地域については、本編第2章第9節に示す避難範囲による。

火山活動の状況及び火山情報	避難対象地域	村長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して (入山者、観光客等)
		一般住民	災害時要援護者等 特に避難行動に時間を要する者	
臨時火山情報(レベル3「注意」)が発表されたとき	第1次避難ゾーン	----	----	当該地域内からの下山及び入山自粛等の呼び掛けを実施する。

臨時火山情報（レベル4「避難準備」）が発表されたとき	第1次避難ゾーン	避難勧告又は指示を実施する。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う）		
	第2次避難ゾーン	避難準備情報を発令する。 （避難所・福祉避難所の開設）		当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼び掛けを実施する。
	第3次避難ゾーン	必要に応じて避難の準備を行う旨の情報を発令する。 （避難所の開設）	避難開始の情報を発令する。 （福祉避難所の開設）	当該地域内での観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。
緊急火山情報が発表されたとき（レベル5「避難」）	第1次及び第2次避難ゾーン	第1次避難ゾーンは、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難ゾーンは、避難勧告又は指示を行う。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）		
	第3次避難ゾーン	避難準備情報を発令する。 （避難所・福祉避難所の開設）		当該地域内での観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。
緊急火山情報が発表された後に噴火して、臨時火山情報及び緊急火山情報が、発表されたとき（レベル4「避難準備」またはレベル5「避難」）	第1次避難ゾーンの全域及び第2次避難ゾーンの内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を継続する。		
	第2次避難ゾーンの内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼び掛けを実施する。
	第3次避難ゾーン	必要に応じて避難準備の呼び掛けを実施する。	避難準備の呼び掛けを実施する。 （福祉避難所の開設）	
臨時火山情報（噴火の可能性）又は、緊急火山情報が発表されずに噴火して、臨時火山情報及び緊急火山情報が、発表されたとき（レベル4「避難準備」または	第1次避難ゾーンの全域及び第2次避難ゾーンの内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を実施する。 （当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う） ※ 自ら噴火を確認したものは、避難勧告又は指示を待たずに直ちに当該地域から避難する。		
	第2次避難ゾーンの内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	避難準備の呼び掛けを実施する。 （避難所・福祉避難所の開設）		当該地域内からの下山の呼び掛け及び入山自粛の呼び掛けを実施する。

レベル 5 「避難」	第3次避難ゾーン	必要に応じて、避難準備の呼び掛けを実施する。	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設)	当該地域内の観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。
溶岩流が発生し臨時火山情報又は緊急火山情報が発表されたとき (レベル5「避難」)	第3次避難ゾーンの内、溶岩流の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を実施する。		
	溶岩流の流下により、その影響が第3次避難ゾーンを越えることが予想される範囲	避難勧告又は指示を実施する。		
降灰により臨時火山情報及び緊急火山情報が、発表されたとき (レベル4「避難準備」またはレベル5「避難」)	降灰が予想される範囲	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。		
	大量の降灰が予想される範囲 (概ね30cm/日)	避難勧告又は指示を実施する。		

第7 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。
- (2) 災害時要援護者等(介護者を含む)、特に避難行動に時間を要する者は、避難勧告又は指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、町長から避難準備情報の発令があった場合には、早期の避難を行う。
- (3) 一時滞在者は、町長等から観光自粛の呼び掛けがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

8 避難所の開設・運営

- (1) 避難場所の開設
 - ア 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
 - イ 町長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
 - ウ 町長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。
- (2) 避難場所の運営管理
 - ア 町は、各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、

水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。

イ 避難所毎に収容されている避難者に関わる情報の早期把握に努める。

ウ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護等にも配慮する。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 町長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。
- 2 町長は、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う場合、必要に応じ県に助言を求める。

第7節 一時帰宅の実施

- 1 町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じる。
- 2 町長は、一時帰宅を行う場合、必要に応じ県に助言を求める。

第8節 家畜避難

畜産農家等は、臨時火山情報（噴火の可能性）が、発表された場合、緊急火山情報時避難範囲を基本として移送計画に基づき家畜避難を開始する。また、家畜避難時には、逃走による危険が生じるおそれがあるため、危険防止の対策を講じるものとする。

第9節 交通応急対策

町は、火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速・的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

町は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策をとる意味で、県や関係機関と連携する体制整備に努める。

【参考】県の計画における交通応急対策の基本方針は次のとおり

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第10節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
 - (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- 2 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。

第11節 降灰対策

- 1 町は、降灰があった場合、県など関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 町は、降灰が予想される場合、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用等について事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスイーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。
- 6 水道事業者は、降灰により水道施設に障害が生じたときは、降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。

第12節 被害拡大防止対策

町、県及び防災関係機関は、噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施するものとする。

第1 町・県・防災関係機関

- (1) 溶岩流流下防止（築塁、築溝、溶岩トンネルの爆破、防水活動など）
- (2) 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- (3) 危険範囲からの危険物等の搬出
- (4) 洪水氾濫防止（築堤）
- (5) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第13節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行うこととなっている。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については町長が行うものとする。

第14節 住宅供給の実施

町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供等を実施する。

第1 応急的な住宅確保

町は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとする。

第2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。このため、町は、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

第15節 残留者・行方不明者等の搜索

- 1 町は、一般住民の噴火前避難にあたり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 町、県、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し搜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じる。

第16節 防災ボランティア支援対策

第1 防災ボランティアの受け入れ

町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

第2 防災ボランティアの促進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同対策本部の整備促進に努めており、町においても、関係機関と連携するなかで、防災ボランティアの育成に努めるものとする。

第17節 災害時要援護者支援対策

第1 災害時要援護者への配慮

- (1) 町は、避難誘導、避難場所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、災害時要援護者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 町は、避難場所等における災害時要援護者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 災害時要援護者向けの情報提供

町は、災害時要援護者に対応した情報提供が適切に行われるように配慮する。

第3 帰宅困難者、滞留者の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護する。町災害対策本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

町は、大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場
合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、
次の対応を行うものとする。

- 1 警戒基準雨量の見直し
- 2 警戒避難体制の確立
- 3 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 町は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、
見解を発表し被害防止に努める。
- 2 町は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、
事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援
護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援
金の支給により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うよう努める。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 町は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏
まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等
により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災

者に速やかに提示する。

- 3 町は、避難生活が長期化する場合には、災害時要援護者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画

第1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

第2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

第3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

町は、必要に応じて、地方税の納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 職業安定

町は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進する。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

町は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用

- 1 町は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。
- 2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。